令和７年度 入湯税の使途状況について

入湯税は、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課税する税金です。入湯客は入湯する際に鉱泉浴場等に納税し、鉱泉浴場等の経営者がそれをまとめて町に納めることになっています。

入湯税は目的税の１つであり、地方税法第701条の規定により、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設、消防施設その他消防活動に必要な施設の整備、観光振興（観光施設の整備を含む。）に要する費用に充てられます。

令和７年度の入湯税の使途状況は下記のとおりです。

（単位：千円）

充当事業の区分	歳出決算額	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	うち充当額
環境衛生施設の整備	570,158				26,302	543,856	84,300
鉱泉源の保護管理施設	17,250					17,250	17,250
消防施設等の整備	7,329					7,329	1,100
観光施設の整備	109,948			1,000	31,283	77,665	16,204
観光振興	99,542			1,700	11,706	86,136	14,700
合　　計	804,227			2,700	69,291	732,236	133,554